鳥取労働局 インターンシップ (職場体験実習)実施要領

1 目的

本要領は、学生を対象とし、鳥取労働局において実務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するとともに、労働行政への理解を深める機会とすることを目的とし、実習の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

2 実習の対象者

実習の対象者(以下「実習生」という。)は、短期大学、大学又は大学院(以下「大学等」 という。)に在籍する学生とする。

3 実習生の身分等

実習生は国家公務員の身分は保有しないものとし、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。
- (2) 実習生は、公務の適正な運営の確保等が図られるように行動するものとし、公務の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (3) 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実施中及び実習終了後においても部外者(大学等を含む。) に漏らしてはならない。

なお、実習生が実習の成果としてレポート等を外部(大学等を含む。)に提出又は発表する場合には、事前に、実習生を受け入れた部署の承認を受けなければならない。

- (4) 実習生が、実習中に知り得た秘密を部外者に漏らした場合、実習中期間中に公務の信用を失墜する行為を行った場合、正当な理由なく実習の実施期間に5分の1以上の欠務があった場合、その他職場秩序を乱す行為を行った場合には、鳥取労働局は当該実習生についての実習を打ち切ることができるものとし、速やかにその旨を大学等に通知するものとする。
- (5) 実習生は、誓約書を実習開始前までに鳥取労働局に提出しなければならない。

4 実習期間

実習は、原則として、学生の夏季休暇を利用して行うものとし、期間は1日以上1か月以内とする。必要に応じて実習生が所属する大学等(以下「派遣大学等」という。)と鳥取労働局が協議の上決定する。

5 実習生の実習時間等

実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

- (1) 実習時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で定めるものとし、12時から13時までの間を休憩時間とする。
- (2) 実習期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、実習を要しない日とする。
- (3) 実習については、正当な理由がある場合を除いて欠務を認めないものとする。
- (4) 実習期間のうち5分の1以上の欠務があった場合及びその他不都合な行為を行った場合は、実習を打ち切ることができるものとする。

6 実習生の募集及び決定

- (1) 実習生の募集については、大学等を通じて行うものとする。
- (2)派遣大学等は、実習を希望する学生にかかる推薦書及び履歴書等を鳥取労働局あて 提出する。

(3) 鳥取労働局は、実習生の受入の可否を決定し、当該大学等通じて本人に通知する。

7 覚書の締結

派遣大学等の就職担当部局の長は、鳥取労働局が実習生を受け入れるまでの間に、鳥取労働局と遵守事項等についての覚書を締結するものとする。

8 実習生の保険加入等について

- (1) 実習生の賠償等に関する最終的な責任は、派遣大学等が負うものとする。 実習生は、学生教育研究災害傷害保険等の賠償責任保険及び損害保険に加入しなければならないものとする。
- (2) 実習生が鳥取労働局又は第三者に損害を与えた場合は、実習生が加入した損害賠償責任保険により補償するものとする。
- (3) 実習中の事故により実習生が損害を負った場合は、実習生が加入した損害保険により補償するものとする。

9 経費負担等について

実習生の実習に必要な保険料及び交通費等一切の参加経費は、実習生又は派遣大学等が負担するものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、別途細則において定める。

施行

- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 一部改訂 平成22年6月15日
- 一部改訂 平成28年4月1日
- 一部改訂 令和4年7月4日
- 一部改訂 令和5年7月6日

鳥取労働局インターンシップ実施細則

1 大学等への周知及び連絡調整

鳥取労働局インターンシップの周知及び大学等との連絡調整については、鳥取労働局 雇用環境・均等室を通じて行うこととする。

2 実習生の受入れ

実習生の受入れについては、派遣大学等から提出された推薦状等をもとに、学生の専門性等を考慮の上、鳥取労働局雇用環境・均等室において、その可否を決定する。 また、実習生の配置部署については、総務部長が決定する。

3 実習指導官

実習指導官は、原則として実習生が配属された所属の長とする。

4 実習生の休暇

実習生は、原則として実習期間中に休暇を取得することはできない。 ただし、やむを得ない理由により実習に出席できない場合は、事前にその旨を実習指導 官に届け出るものとする。

5 災害補償等

実習生の実習中の事故等に対する補償については、原則として派遣大学等において加入する「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ・介護等体験活動・ボランティア活動賠償責任保険」において対応する。

なお、実習生が実習中又は通勤中に負傷等を負った場合は、雇用環境・均等室長は遅滞なく派遣大学へ必要な事項を通知する。

6 その他

実施要領及び細則等に定めるもののほか、当該実習に関して必要な事項については、必要に応じて派遣大学と協議の上、別途定める。

7 施 行

この細則の施行日は、実施要領と同日とする。